平成２７年（フ）第６８５号
仙台市青葉区滝道16番19号、住民票上の住所仙台市青葉区吉成１丁目12番10号
債務者　佐藤　隆則
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６９３号
宮城県岩沼市松ケ丘１丁目11番地の27―201、従前の住所宮城県岩沼市平等１丁目５番地の２
債務者　星　　武彦
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７３４号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―307号
債務者　渡部　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８７７号
千葉県八千代市萱田町1038番地　河野テラスハウスＢ－１
債務者　下川　健一
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９６号
千葉市中央区仁戸名町408番地91
債務者　大園　允貞
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９７号
千葉市中央区仁戸名町408番地91
債務者　大園　健児
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９０２号
千葉市中央区松波１丁目４番２号
債務者　磯野　　章
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９０４号
千葉市若葉区若松町540番地２　サンライトシティ303号
債務者　鏑木　勇二
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９０５号
千葉市若葉区若松町540番地２　サンライトシティ303号
債務者　鏑木　和子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１７号
千葉県市川市新田５丁目16番３号　（コーポ松風101号）
債務者　鳴海美子こと　江　　月美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１９号
千葉県市原市江子田68番地の１
債務者　志多　聖一
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２３号
千葉県市川市新井３丁目７番22号（ラフィーヌ南行徳102号）
債務者　横井内恵美
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２８号
千葉県船橋市東船橋２丁目14番11号　コーポＵｎｉ102号
債務者　髙木　知宏
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９４７号
千葉県船橋市前貝塚町1014番地５　塚田ビューハイツ102号
債務者　今堀久美子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８４号
千葉県船橋市二和西６丁目20番24号　ベルメゾン201号
債務者　齋藤　弘韻
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４６号
長崎県長崎市宿町209番地３　サンハイツ307号
債務者　入江マリ子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
長崎県長崎市馬町12番地１　ディノ馬町403号室
債務者　浦添　龍也
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで長崎地方裁判所民事部破産係